

令和 5 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 6 年 3 月 2 6 日
 担当部・課：教育委員会学校管理課〔内線 5 0 3 2〕

① 件 名												
新学校給食センター整備運営に係る P F I 事業審査委員会の設置について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】 老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、令和 4 年度に石巻市学校給食センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。 基本計画の策定に当たっては、効率的な整備運営により市財政の負担軽減を図るため、基本計画策定検討委員会を庁内に設置し、新学校給食センターの整備運営手法の比較検討を行った結果、P F I 方式が最も効果的な事業手法であると評価されたことから、本方式により整備運営を進めている。</p> <p>【目的】 石巻市 P F I 等審査委員会条例第 4 条の規定により、石巻市新学校給食センター整備運営 P F I 事業審査委員会を設置するもの。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進 1 充実した教育を行うための環境を整備する</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<table border="0"> <tr> <td>令和 3 年 8 月</td> <td>石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置</td> </tr> <tr> <td>1 2 月～</td> <td>検討委員会開催（令和 5 年 1 月まで 6 回開催）</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年 1 1 月</td> <td>教育委員会定例会（建設用地取得（公有財産の所管換））</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 1 月</td> <td>教育委員会臨時会（基本計画（案））</td> </tr> <tr> <td>2 月</td> <td>基本計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 3 月</td> <td>石巻市 P F I 等審査委員会条例施行 教育委員会定例会（新学校給食センター整備運営 P F I 事業審査委員会の設置）</td> </tr> </table>	令和 3 年 8 月	石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置	1 2 月～	検討委員会開催（令和 5 年 1 月まで 6 回開催）	令和 4 年 1 1 月	教育委員会定例会（建設用地取得（公有財産の所管換））	令和 5 年 1 月	教育委員会臨時会（基本計画（案））	2 月	基本計画策定	令和 6 年 3 月	石巻市 P F I 等審査委員会条例施行 教育委員会定例会（新学校給食センター整備運営 P F I 事業審査委員会の設置）
令和 3 年 8 月	石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置											
1 2 月～	検討委員会開催（令和 5 年 1 月まで 6 回開催）											
令和 4 年 1 1 月	教育委員会定例会（建設用地取得（公有財産の所管換））											
令和 5 年 1 月	教育委員会臨時会（基本計画（案））											
2 月	基本計画策定											
令和 6 年 3 月	石巻市 P F I 等審査委員会条例施行 教育委員会定例会（新学校給食センター整備運営 P F I 事業審査委員会の設置）											
⑤ 主な内容												
<p>1 名称 石巻市新学校給食センター整備運営 P F I 事業審査委員会</p> <p>2 所掌事務 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）実施方針の策定に関すること （2）特定事業の選定に関すること （3）民間事業者の選定に関すること （4）その他市長が必要と認める事項</p>												

<p>3 組織 委員会は、委員6人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者 (2) 市職員 (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 任期 令和7年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>								
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>								
<p>【影響・効果】 PFI等の活用に当たり、競争性、公平性及び透明性が確保されるとともに、民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用することができる。</p> <p>【市財政への負担】（令和6年度当初予算） 232千円 ※委員一人当たり：委員報酬9,500円及び費用弁償 （財源）一般財源</p>								
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>								
<p>【類似委員会等の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松島市新学校給食センターPFI事業者審査委員会設置 ・名取市新学校給食共同調理場PFI事業者審査委員会設置 <p>ほか</p>								
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>								
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和6年3月</td> <td>石巻市新学校給食センター整備運営PFI事業者審査委員会設置規則制定 (施行予定年月日：令和6年3月26日)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4月</td> <td>第1回審査委員会（実施方針等の審議）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5月</td> <td>第2回審査委員会（特定事業の選定、入札説明書等の審議）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">11月</td> <td>第3回審査委員会（提案書に対する委員間意見交換） 第4回審査委員会（事業者ヒアリング、審査講評）</td> </tr> </table>	令和6年3月	石巻市新学校給食センター整備運営PFI事業者審査委員会設置規則制定 (施行予定年月日：令和6年3月26日)	4月	第1回審査委員会（実施方針等の審議）	5月	第2回審査委員会（特定事業の選定、入札説明書等の審議）	11月	第3回審査委員会（提案書に対する委員間意見交換） 第4回審査委員会（事業者ヒアリング、審査講評）
令和6年3月	石巻市新学校給食センター整備運営PFI事業者審査委員会設置規則制定 (施行予定年月日：令和6年3月26日)							
4月	第1回審査委員会（実施方針等の審議）							
5月	第2回審査委員会（特定事業の選定、入札説明書等の審議）							
11月	第3回審査委員会（提案書に対する委員間意見交換） 第4回審査委員会（事業者ヒアリング、審査講評）							
<p>⑨ その他</p>								
<p> </p>								